

議案第 129 号

松阪市企業立地促進条例の一部改正について

松阪市企業立地促進条例（平成 17 年松阪市条例第 169 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 11 月 26 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市企業立地促進条例の一部を改正する条例

松阪市企業立地促進条例（平成 17 年松阪市条例第 169 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号本文中「、新エネルギー関連」を削り、同号ただし書を削る。

第 3 条第 1 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、同条第 2 項中「前項前 3 号」を「前項各号」に、「から別表第 3 まで」を「及び別表第 2」に改める。

第 4 条中「第 3 条」を「前条」に改める。

別表第 1 を削る。

別表第 2 企業立地促進奨励金の項中「用地取得後 2 年以内」を「用地取得後 4 年以内」に、「操業を」を「建設に着工」に改め、「（未造成用地は、造成完了後 2 年以内。）」を削り、「2 億円とする」を「3 億円とする」に改め、「及び新エネルギー関連施設」を削り、同表を別表第 1 とする。

別表第 3 地域資源活用化立地促進奨励金の項中「用地取得後 2 年以内」を「用地取得後 4 年以内」に、「操業を」を「建設に着工」に改め、「（未造成用地は、造成完了後 2 年以内。）」を削り、「2 億円とする」を「3 億円とする」に、「（2）企業立地促進奨励金及び（3）地域資源活用化立地促進奨励金」を「（1）企業立地促進奨励金及び（2）地域資源活用化立地促進奨励金」に改め、同表を別表第 2 とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。